

政策提言フォーマット

1 団体概要

団体名	所在地
グランドワークおおたかの森 トラスト	所沢市北岩岡1-52フラワーヒル46-5
代 表 足立圭子	
担 当 足立圭子	連絡先 tel 0 4 2 - 9 4 3 - 3 4 4 8 fax 0 4 2 - 9 4 3 - 1 8 2 5 携帯 0 9 0 - 3 5 2 1 - 7 7 4 7

団体の活動プロフィール

94年6月	グラウンドワークおおたかの森トラスト発足
94年11月	狭山市内計 1 haトラスト 1 ~ 3 号地で保全協定を結ぶ
94年12月	ガイドブックオオタカの森へ発行し小中学校に寄贈
95年 2 月	汚れた河川を浄化するための枯れた赤松で炭焼き開始
95年 6 月	狭山市内に0,6haのトラスト 4 号地保全協定を結ぶ NHKほっとモーニングで放映
96年 2 月	所沢市内に皆で集めた寄付で「おおたかの森 1 号地」買取り
96年 5 月	所沢市内に0,2haのトラスト 5 号地保全協定を結ぶ NHK週間ボランティアで放映
96年 6 月	狭山市内に0,9haのトラスト 6 号地保全協定を結ぶ
97年 6 月	狭山市内に0,8haのトラスト 7 号地保全協定を結ぶ
97年 7 月	汚れた河川に炭を入れる浄化作戦開始
97年 9 月	狭山市内に計1,1haのトラスト 8 ~ 10号地保全協定を結ぶ
98年11月	狭山市の公有地0,5ha狭山市と保全作業契約
99年12月	狭山市内の森を埼玉県・狭山市・トラストが同時に購入し保全作業契約
00年 4 月	環境庁長官より表彰を受ける
5 月	おおたかの森こどもエコクラブスタート
01年 4 月	NHK突撃ボランティアで放映
保全作業	毎月 1、3 日曜日炭焼きや森を豊かにする作業 毎週月曜日、木曜日（第 2 木曜日を除く）
ゴミ拾い	毎月第 2 木曜日、第 4 土曜日
作業内容	自然が豊かになる森の手入れ、玉虫やクワガタ・カブト虫の虫元気作り 妖精の森作り、落ち葉掃き、枯れた赤松の伐採、炭焼き、竹林の手入れ きのこ作り、汚れた河川を炭による浄化、粉炭で農地を元気に、ゴミ拾い

2 政策提言概要

(1) テーマ

自然再生型公共事業によるくぬぎ山を中心とした
武蔵野の雑木林（おおたかの森）の再生プラン

(2) 政策対象分野

自然保護政策（自然再生・創出）

(3) 政策手段

国はくぬぎ山を中心とした武蔵野の雑木林（おおたかの森）の再生を、自治体、環境
N G O、地域住民、農家、企業等の関係者とパートナーシップの基、「環境の世紀」
の21世紀に誇れる「自然再生型公共事業」を導入する。

この政策の実現に向けて、生態系の保全や再生のための法制度、相続税制の見直し、
廃棄物処理施設や資材置き場等の環境阻害物の撤去・誘導方策のための支援を整備す
る。

地域の環境を把握し保全や再生の活動を長年取り組んできた地域の環境N G O・N P
Oと連携し、自然再生型公共事業の導入を図る。

(4) 提言概要

埼玉県西部の所沢市、狭山市、川越市、三芳町にまたがるいわゆる「くぬぎ山」を中心
とした平地林は、全国に知られる「武蔵野の雑木林」の本拠地で、近年に至るまでオオタ
カの繁殖に象徴される豊かな自然と、その自然をうまく活用した循環型農業が営まれる都
市近郊地帯でした。この地域の自然を守ろうと市民が寄付金を集め、雑木林の買収と借地
を行い、野生生物が豊かになる保全作業をする「おおたかの森トラスト」は、子どもから
大人までの多くの人々が、行政や企業と手を携え体験型の保護活動を行っています。

平成11年には、埼玉県と狭山市とおおたかの森トラストが協働で、土地の取得を行い、
保管理は同トラストが行っていますが、雑木林の面積は広く、相続税負担等の影響から
いつのまにか廃棄物処理施設が林立し、ダイオキシンで全国的に不名誉な注目を浴びる地
域となっています。しかし多くの人の協力で国や自治体の規制対策も本格化し、規制基準
が遵守できない廃棄物処理施設の中には、撤去するところも出るようになりました。

くぬぎ山を中心としたおおたかの森地域を21世紀に生きる子ども達へ恵み豊かな環
境を確実に引き継ぐ「自然と共生する社会」のモデル地域に指定し、廃棄物処理施設
や資材置き場等の環境阻害施設の撤去・誘導方策を講じ、跡地には生物多様性を伴っ
た森林を修復・再生する。

広域的には平地林の連続性の復元を視野に入れ、道路や河川事業等と一体的に取り組
む「緑の回廊」によるエコロジカルネットワークの形成を目標とした法制度を整備す
ること。

自然再生公共事業は、国、自治体、環境N G O・N P O、地域住民、農家、企業等の
関係者によるパートナーシップがあって初めて効果が生じるものであり、特に、地域
の環境の実情を把握し保全や再生の活動に長年取り組んできた地域の環境N G O・N
P Oとの連携は不可欠である。

以上3点を提言します。

(5) 政策の推進に当たっての検討事項

「自然と共生する社会」の実現に、当地域をモデル地域に指定し、早急に自然再生型公共
事業を導入するに当たって、地元の埼玉県と所沢市・狭山市・入間市・川越市は既に「緑
の基本計画」を策定・公表、県は平成13年4月「緑の三富地域づくり懇話会提言」を作成
しましたが、国の政策として、生態系の保全や再生のための法制度、相続税制の見直しと、
廃棄物処理施設や資材置き場等の環境阻害物の撤去・誘導方策のための支援策を検討する
こと。

政策提言フォーマット

3 政策提言内容

埼玉県西部に広がる「武蔵野の雑木林」の保全を再生に向けて、20 年来活動に取り組んでいる環境 NGO であり NPO でもあります。生態系の最上位に位置し良好な自然環境の指標であるオオタカをシンボルに、多くの市民からの寄付により土地の買収と借地を行う活動や、二次林を良好な状態で維持するための環境管理活動等を積極的に実施しています。私たちの活動範囲が、開発の顕著な都心から 30km には首都圏に位置するためか、身近な自然に対する市民の関心は年々高まっており、多くのボランティアの参加のもとに活動の輪は大きく広がっています。

こうした一方で、私たちだけでは対応が到底困難な環境破壊が、この数年来急速に進み、全国的に注目を浴びる事態となっています。それは、狭山市・川越市・所沢市・三芳町にまたがった「くぬぎ山」を中心としたダイオキシン汚染の問題です。武蔵野の平地林市域では、相続税負担等の事情から、この 10 数年の間に雑木林が農家から産業廃棄物処理業者や解体業者等の手に渡り、劣悪な廃棄物処理施設等が林立し、いつのまにか「産業廃銀座」と呼ばれる程の森林破壊が急速に進んでしまいました。ダイオキシンについては、全国的に報道される中で、ようやく国や自治体の規制も本格化し、規制基準が遵守できない廃棄物施設の中には撤退するとことも出るようになりました。

くぬぎ山を中心とする「武蔵野の雑木林」を守ろうと、これまで多くの関係者が地道な保全活動に取り組んできました。埼玉県では、江戸中期の新田開発以来 300 年の歴史を持った循環型社会のモデルともなり得る都市周辺の貴重な雑木林や生態系を取り戻すことを目指して、この 4 月に保全構想をまとめました。地元市町においても、この 2 ～ 3 年以内に「緑の基本計画」が策定され、平地林の保全と再生への取り組みが本格化しようとしています。

政府は「21 世紀に生きる子孫へ恵み豊かな環境を確実に引き継ぎ、自然との共生が可能となる社会を実現したい」としています。「自然との共生する社会」に実現にむけて、都市周辺部での森林の創造、とりわけ都市周辺の廃棄物処分場跡地等での大規模植林や広葉樹の整備を通じ地域住民の憩いの場を作る等の自然再生公共事業に取り組む方針が出されました。

くぬぎ山を始めとした「武蔵野の雑木林・おおたかの森」地域を、オオタカの安定した繁殖が可能となる生物多様性の豊かな自然、里山へ取り戻す取り組みは、まさに政府の提唱する 21 世紀に生きるこども達へ恵み豊かな環境を引き継ぎ、自然を共生する社会の実現を目指すものです。国としても「自然と共生する社会」の実現に向けて、生態系の保全や再生のための法制度、税制の整備、産廃施設跡地整備、森づくり支援等、総合的な施策の実行。

広域的に平地林の連続性の復元までを視野に入れ、河川や道路整備事業等と一体的に取り組む「緑の回廊」によるエコロジカルネットワークの形成を目標とした法制度の整備が必要と考えここに提言いたします。

私たちは、これまでの活動を通じオオタカを始とした自然生態系の保全と再生のあり方、ゴミやダイオキシン問題の深刻さと解決方策を学びました。

自然再生公共事業は、環境の世紀である 21 世紀の新たな公共事業のあり方として、国、自治体、環境 NGO・NPO、地域住民、農家、企業等の関係者によるパートナーシップがあって初めて効果が生じるものであり、国や一部の企業のみで進めるものではないと私たちは考えています。特に、地域の環境の実情を把握し保全や再生の活動に長年取り組んできた地域の環境 NGO・NPO との連携は不可欠である。

以上 3 点をここに提言いたします。